

行政文書公開決定等審査報告書

令和6年8月19日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和6年6月17日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	弁護士〇〇〇〇との間における下記各事件に係る『委託契約書』に基づく 1. 請求書 2. 支出命令書、若しくはそれに類するもの 3. 歳出予算差引簿、若しくはそれに類するもの 【事件番号】 甲. 横浜地方裁判所令和5年（行ウ）第〇〇号 乙. 横浜地方裁判所令和5年（行ウ）第〇〇号 丙. 横浜地方裁判所令和5年（ワ）第〇〇〇〇号 なお、当該歳出予算差引簿とは、支出命令に基づき支出した日付が確認でき得るものである。
審 査 の 結 果	実施機関が、審査請求人からの行政文書公開請求に対して大和市情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで原請求を拒否した原処分は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和6年4月25日、審査請求人は、本件行政文書公開請求書で裁判所を特定した事件番号（以下、「本件事件番号」という。）を名指しした上で、各事件に係る弁護士〇〇〇〇との間における「委託契約書」に基づく請求書、支出命令書又はそれに類するもの及び歳出予算差引簿又はそれに類するもの（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 同年5月9日、実施機関は、原請求につき、行政文書公開請求拒否決定（令和6年度大和市指令第626号。以下「原処分」という。）をした。
- 3 実施機関は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号。以下「条例」という。）第10条第1項を根拠に、本件行政文書の存在を回答するだけで、条例第7条第1号（個人に関する情報）により非公開とされている情報が公開されることとなるため、原請求に対して拒否処分したものである。
- 4 同月17日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件行政文書を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

実施機関は、本件行政文書を公開することにより条例第7条第1号で非公開情報とされる弁護士〇〇〇〇の個人に関する情報を公開することとなるため、原処分をしたものであるが、同条号は事業を営む個人の当該事業に関する情報を非公開情報から除外しているのであり、弁護士大澤孝征の個人に関する情報はこれに該当する。

本件事件番号の訴訟当事者は、審査請求人本人であり、本件行政文書を公開されたとしても、それは単に、自己情報の公開に過ぎず、審査請求人にとって侵害される権利等が皆無であることから、審査請求人に対して本件事件番号は秘匿性を有せず、したがって、法的保護を要しない。事件番号を一律に秘匿性のある行政情報と位置付けるのではなく、条例7条1号後段「公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に照らし、個人の権利利益が侵害されるおそれなしとして、一般の取扱いとは切断すべきである。

2 実施機関の主張の要旨

事件番号の係属裁判所名が判明すれば、訴訟記録閲覧制度の下、当該事件番号から当該事件の訴訟当事者の氏名、住所や当該訴訟当事者が本市と係争関係にあることが明らかになる。

そうであれば、本件公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答することにより、本件公開請求書で特定された事件番号に係る当該訴訟当事者の氏名、住所や当該訴訟当事者が本市と係争関係になったという条例上の非公開情報（第7条第1号）の有無が明らかとなる。そこで、存否応答拒否の原処分とした。

第4 当審査会の判断

1 判断枠組み

実施機関は、本件事件番号が条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）に該当することを前提として、条例第10条第1項を根拠にいわゆる存否応答拒否の原処分をしたものである。

この点につき、条例に基づく情報公開制度は、実施機関が請求対象文書の存否を明らかにした上で、公開等の決定をするのが原則であるが、当該文書の存否を明らかにすることで本来非公開とすべき情報が公開されるのと同様の結果を生じ、非公開情報として保護すべき利益が害される場合がある。

このような場合に着目して、条例第10条第1項は、「公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、公開することができない情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。」旨の存否応答拒否を定めたものである。ここにおいては、請求に係る行政文書が存在しない場合には不存在を理由に非公開と回答し、当該行政文書が存在する場合のみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は当該行政文書が存在する場合であることを請求者に推測されてしまうので、当該行政文書が実際に存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要となる。

もっとも、存否応答拒否の規定は情報公開制度上、上述の原則に対する例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

以上を前提に当審査会では、条例第10条第1項（存否応答拒否）の適用の要件として、まず、本件事件番号が条例上の非公開情報に該当するか否かを、次に、当該非公開情報の存否を明らかにすることが当該非公開情報を公開することと同様の結果を生じさせるものであるか否かを検討する。

加えて、審査請求人は、本件事件番号の訴訟当事者が審査請求人本人であることから法的保護を要せず、個人の権利利益が侵害されるおそれなしとして、一般の取扱いとは切断すべきと主張するところ、この点についても検討することとする。

2 条例第10条第1項（存否応答拒否）の適用について

(1) 本件事件番号の非公開情報（条例第7条第1号）該当性について

事件番号とは、特定の裁判所における特定の事件ごとに付される識別番号であり、当該事件番号が全くの架空のものでなく実際に存在する事件番号であれば、当該事件の訴訟記録については、それが係属している特定の裁判所名が判明しさえすれば、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項に規定する訴訟記録の閲覧制度により何人も閲覧請求が可能となり、訴訟記録に記載された当事者の氏名、住所、当該当事者が相手方当事者と係争関係にあることといった当事者の属性を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。

本件事件番号は、実施機関により実際に存在することが確認された本市を一方当事者とするものであり、上述の訴訟記録の閲覧制度の下、他方当事者の属性を知ることができるものである。

したがって、本件事件番号は、条例第7条第1号が規定する非公開情報（個人に関する情報）に該当することが認められる。

なお、審査請求人は、弁護士〇〇〇〇の個人に関する情報は、非公開情報から除外される旨主張するが、そもそも弁護士〇〇〇〇は本件事件番号に係る本市の訴訟代理人であって、実施機関は原処分において弁護士〇〇〇〇に関する情報については非公開情報と捉えていないのであるから、審査請求人のこの主張は採用することができない。

(2) 非公開情報の存否を明らかにすることの効果について

本件事件番号という非公開情報（条例第7条第1号）の存否を明らかにすることの効果について以下検討する。

原請求は、本件事件番号を名指しした上で、本件行政文書を対象とするものであり、実施機関において仮に本件行政文書が存在する前提で本件非公開情報を理由に非公開としたとしても、本件行政文書の存在を前提とした時点で他方当事者という特定の個人と本市が訴訟関係にあることといった他方当事者の属性を明らかにすることとなる。

そうであるとする、本件においては、本件行政文書の存否を明らかにすること自体で、他方当事者の属性を公開することと同様の結果を生じさせることが認められるため、存否応答拒否とせざるをえないものである。なお、仮に本件行政文書が不存在の前提であっても、存在する場合に存否応答拒否とせざるを得ない場合には、実際に当該行政文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要であることは上述のとおりである。

3 審査請求人本人が訴訟当事者の場合

条例上の情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず情報公開請求を認めるものであることから（条例第5条）、非公開情報に該当するか否かは客観的に判断されるべきものであって、公開請求者の主観的事実によって左右されるものではない。

すなわち、情報公開請求に係る情報が自己の個人情報であることを理由に行政文書の公開を特別に受けることができるものではなく、たとえ本人に係る個人情報を対象とする情報公開請求であっても、特定の個人が識別される情報については非公開情報として取り扱うこととなる。

そうであるとする、本件事件番号が審査請求人本人に係るものとしても、特定の個人が識別される情報である以上、条例第7条第1号に規定する非公開情報（個人に関する情報）に該当するのであり、したがって、この点についての審査請求人の主張は採用

することができない。

なお、請求者本人の個人情報を含む情報が記録される行政文書の公開を求める方法として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。本市において令和5年4月1日施行）に基づく保有個人情報開示請求があり、本件においても審査請求人がこの請求をすることにより、請求者本人の個人情報を含む情報が記録される行政文書が請求者に開示されうることに鑑みれば、事件番号に係る理由によって本件の情報公開が得られなくても、請求者本人は不利益を受けることにはならないと認められる。この点、審査請求人はその反論書（令和6年6月11日付け）において自己情報の開示であれば保有個人情報開示請求で足りることを指摘しておきながら、結局は情報公開請求によるしか方法がない旨主張するが、この主張は理由がないものといわざるをえない。

以上の保有個人情報開示請求による方法と併せ考えると、原処分は、特段、審査請求人に対して不合理な不利益を課すものではなく、条例第10条第1項の合理的な解釈に基づくものというべきである。

4 結論

以上のとおりであるから、実施機関が、審査請求人からの行政文書公開請求に対して条例第10条第1項の規定に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで原請求を拒否した原処分は妥当である。

第5 審査の経過

令和6年6月17日 諮問

同年7月 8日 審議（同日結審）